**○国土交通省告示第七百三十三号**

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の三の七の規定により、同規則第十八条の三の四第二項第二号に掲げる事項の変更の届出があったので、同規則第十八条の三の十六第二号の規定により、公示する。

平成二十五年七月二十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

(一)　登録番号　20

(二)　変更後の登録基幹技能者講習実施機関の名称

公益社団法人日本エクステリア建設業協会

(三)　変更後の代表者の氏名　瀬川　幸夫

(四)　変更年月日　平成二十五年四月一日

**○国土交通省告示第七百三十四号**

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の三の七の規定により、同規則第十八条の三の四第二項第二号に掲げる事項の変更の届出があったので、同規則第十八条の三の十六第二号の規定により、公示する。

平成二十五年七月二十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

(一)　登録番号　15及び23

(二)　登録基幹技能者講習実施機関の名称

一般社団法人日本空調衛生工事業協会

(三)　変更後の代表者の氏名　大内　厚

(四)　変更年月日　平成二十五年五月二十一日

**○国土交通省告示第七百三十五号**

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十四年国土交通省告示第四百四十六号の一部を次のように改正する。

平成二十五年七月二十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

二及び三イ中「芝五丁目二十九番十四号」を「芝公園三丁目一番三十八号」に改める。

**○観光庁告示第十五号**

通訳案内士法施行規則（昭和二十四年運輸省令第二十七号）第三条第五号の規定に基づき、通訳案内士法施行規則第三条第五号の規定に基づき観光庁長官が定める者を定める告示（平成十八年国土交通省告示第三百六十一号）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年七月二十三日

観光庁長官　井手　憲文

通訳案内士法施行規則第三条第五号の規定に基づき観光庁長官が定める者を定める告示の一部を改正する告示

通訳案内士法施行規則第三条第五項の規定に基づき観光庁長官が定める者を定める告示の一部を次のように改正する。

七を八とし、六を七とし、五の次に次の一号を加える。

六　日本地理　公益財団法人日本余暇文化振興会が実施する地理能力検定の一級日本地理又は二級日本地理に合格した者

**附　則**

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

**○海上保安庁告示第百四十二号**

航路標識の一時撤去について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年七月二十三日

海上保安庁長官　北村　隆志

名称　鳥取港第三防波堤標示灯

位置

所在地　鳥取県鳥取港（第三防波堤外端）

北緯　三五―三二―四五

東経　一三四―一一―〇六

撤去年月日　平成二十五年六月二十七日

記事　一時変更

**○海上保安庁告示第百四十三号**

航路標識の設置及び一時撤去について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年七月二十三日

海上保安庁長官　北村　隆志

名称　備讃瀬戸北航路D灯標

位置

所在地　波節岩灯標（香川県丸亀市）の北東方約八三〇メートル

北緯　三四―二〇―五八

東経　一三三―四三―一三

塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色　柱形

灯質　単閃黄光　毎四秒に一閃光

光度　実効光度八五カンデラ

光達距離　五・〇海里

明弧　全度

高さ　平均水面上から構造物の頂部まで六・八メートル　平均水面上から灯火まで六・六メートル

点灯年月日　平成二十五年七月一日

記事　一　附属施設　レーダー反射器

二　四国地方整備局高松港湾・空港整備事務所管理

名称　備讃瀬戸北航路E灯標

位置

所在地　波節岩灯標（香川県丸亀市）の東北東方約八〇〇メートル

北緯　三四―二〇―五〇

東経　一三三―四三―一六

塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色　柱形

灯質　単閃黄光　毎四秒に一閃光

光度　実効光度八五カンデラ

光達距離　五・〇海里

明弧　全度

高さ　平均水面上から構造物の頂部まで六・九メートル　平均水面上から灯火まで六・七メートル

点灯年月日　平成二十五年七月一日

記事　一　附属施設　レーダー反射器

二　四国地方整備局高松港湾・空港整備事務所管理

名称　備讃瀬戸北航路B灯標

位置

所在地　波節岩灯標（香川県丸亀市）の北北東方約六九〇メートル

北緯　三四―二一―〇二

東経　一三三―四三―〇〇

塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色　柱形

灯質　単閃黄光　毎四秒に一閃光

光度　実効光度八五カンデラ

光達距離　五・〇海里

明弧　全度

高さ　平均水面上から構造物の頂部まで六・八メートル　平均水面上から灯火まで六・六メートル

点灯年月日　平成二十五年七月二日

記事　一　附属施設　レーダー反射器

二　四国地方整備局高松港湾・空港整備事務所管理

名称　備讃瀬戸北航路C灯標

位置

所在地　波節岩灯標（香川県丸亀市）の北東方約九二〇メートル

北緯　三四―二一―〇五

東経　一三三―四三―一〇

塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色　柱形

灯質　単閃黄光　毎四秒に一閃光

光度　実効光度八五カンデラ

光達距離　五・〇海里

明弧　全度

高さ　平均水面上から構造物の頂部まで六・八メートル　平均水面上から灯火まで六・六メートル

点灯年月日　平成二十五年七月二日

記事　一　附属施設　レーダー反射器

二　四国地方整備局高松港湾・空港整備事務所管理

名称　備讃瀬戸北航路A灯標

位置

所在地　波節岩灯標（香川県丸亀市）の北方約五二〇メートル

北緯　三四―二〇―五九

東経　一三三―四二―五〇

塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色　柱形

灯質　単閃黄光　毎四秒に一閃光

光度　実効光度八五カンデラ

光達距離　五・〇海里

明弧　全度

高さ　平均水面上から構造物の頂部まで六・八メートル　平均水面上から灯火まで六・六メートル

点灯年月日　平成二十五年七月二日

記事　一　附属施設　レーダー反射器

二　四国地方整備局高松港湾・空港整備事務所管理

名称　備讃瀬戸北航路H灯標

位置

所在地　波節岩灯標（香川県丸亀市）の北北東方約三三〇メートル

北緯　三四―二〇―五一

東経　一三三―四二―五三

塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色　柱形

灯質　単閃黄光　毎四秒に一閃光

光度　実効光度八五カンデラ

光達距離　五・〇海里

明弧　全度

高さ　平均水面上から構造物の頂部まで六・八メートル　平均水面上から灯火まで六・六メートル

点灯年月日　平成二十五年七月三日

記事　一　附属施設　レーダー反射器

二　四国地方整備局高松港湾・空港整備事務所管理